

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画

宮崎県小林市

2 構造改革特別区域の名称

名水のまち ワインづくり特区

3 構造改革特別区域の範囲

小林市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢と気候

本市は、南九州の中央部、宮崎、熊本、鹿児島との接点にあり、南西部には霧島屋久国立公園の霧島連山、北部には九州山地の山岳が連なり、緑豊かな森林や高原と湖、豊富な湧水と温泉などの個性的な地域資源を有している。総面積 474.23 平方キロメートル（内国有林面積 280.49 平方キロメートル）で、1 級河川の本庄川、2 級河川の辻の堂川が流れており、東西に開けた盆地である。

九州縦貫道路の整備により、福岡からは 3 時間以内、宮崎空港、鹿児島空港及び宮崎港から 1 時間圏内にあるなど、交通条件に恵まれた位置にある。

また、鉄道は、日豊本線に接続する都城と肥薩線に接続する吉松を結ぶ 61.6km の JR 吉都線が市内を通過しており、主に通学の手段として利用されている。

気候は、平均気温が 16℃前後、年降水量は約 2,600 ミリ、年日照時間 2,000 時間強であり、温暖多雨であるが周りを山で囲まれているため昼と夜の寒暖差が大きいことから、霧の発生が多い地域である。

(2) 人口と世帯

平成 18 年 3 月 20 日に旧小林市と旧須木村が合併し、新小林市が誕生した。平成 17 年 10 月の国勢調査における総人口は 41,150 人、世帯数は 15,818 世帯で年々減少傾向にある。その中で 14 歳以下の年少人口が 14.5%、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は 58.9%、65 歳以上の高齢者人口は 26.6%と少子高齢化が年々進んでいる。

(3) 産業

本市の就業人口（20,586 人）は、ほぼ半数が第 3 次産業に従事しており、残りの半数を第 1 次、第 2 次産業がほぼ同数を占める。

農畜産物は、加工大根（漬物）、ゴボウ、さといも、ニラ等の野菜、栗等のくだものや和牛、豚などで、九州管内をはじめ、東京、大阪市場を中心に販売を行っている。

商業は、郊外への大規模小売店の出店が進んでいる一方、既存の商店街の空店舗数が増え、商店数は減少傾向にある。

(4) 本市を取り巻く諸情勢と課題

本市は、九州循環道路の発達により九州管内からの車での利便性は高く宮崎県の西の玄関口として好条件にあり、景勝地としての自然資源は豊富にある。しかしながら観光客の入込みは年々減少の一途をたどり、何らかの対策を講じる必要がある。

5 構造改革特別区域の計画の意義

(1) 規制の特例措置を活用

本市はぶどうや梨、栗、いちご、メロン、マンゴー、りんごの生産地として宮崎県内でも有数のくだもの生産地であり、昭和 50 年代からいち早く、くだもの狩りを体験する観光農園が開業するなどして、多くの観光客を受け入れてきた。最近では観光客のニーズに対応して、くだもの狩りだけではなく、山菜採りや周辺資源を活かしたイベントなど年間を通し、五感で味わう体験型の観光にも積極的に取り組んでいる。

このような中、本件規制の特例措置を活用することにより、くだもの栽培農家で作る自家製のワインを提供できるようになることは、他にはない本市の地域性を活かした戦略として、さらなる観光客の獲得に繋げていくことができるものである。

(2) 生産者と消費者との信頼関係の構築

農作物を安心して購入（消費）してもらう上で重要なことは、作り手側の顔が見えること、即ちトレーサビリティであるが、直接産地に行き、生産者とふれあい、生産者や生産工程を理解してから購入（消費）することは、まさに真のトレーサビリティと言える。このトレーサビリティの進化系こそが、生産者が生き残っていく上で重要なひとつの手法になると言える。

本件特区の活用による自家製ワインの提供は、このトレーサビリティの実現であり、これにより消費者の信頼を得、本市のくだもの全体の消費量の増加に繋げていくことができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本申請による「特定農業者による特定酒類の製造事業」により、単なるくだもの生産地としてではなく自家製のワインという特別なものを活用できるようになり、くだもの産地としてのPRに繋げることができる。この自家製ワインによるPRと、本市の地域性を活かして取り組んできた体験型観光との相乗効果により、滞在型観光と交流人口の拡大を図る。観光客は産地を訪れるので、本市のくだもの良さを直接体験してもらうことができ、本市産くだものブランド化を図ることができる。また、自家製ワインを目的に訪れた観光客が、周辺観光地や地元商店街へも足を運ぶよう、特区を活用した新たな施策を展開し、本市全体の経済の活性化を図ることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 新たな特産品としての価値

本市はゆずの生産地でもあり、その皮を用いた「ゆずちっぷす」が首都圏で静かな人気となっている。このことは商品に新たな価値を見出した好例のひとつと言える。

この度のワイン特区において、加工により今までにはなかったワインという商品をPRの手段として活用することにより、本市のくだものの魅力を発信することが出来、生産者自らも特産品としての魅力を再発見、再確認することで、生産意欲を高め、商品の価値が上がる。

(2) 交流人口の拡大

熊本、鹿児島、宮崎の接点にある本市は、立地的には好条件にあるものの通過型の観光地であることは否めない。これまでも豊かな自然や人材を活用し、グリーンツーリズム等の体験型観光を積極的に推進してきたが、観光客の増加にはなかなか繋がらないのが現状である。今回のワイン特区を起爆剤に、通過型から目的地型、滞在型への転換を目指し、その地でしか味わえない価値を求め訪れる観光客による交流人口の拡大を図る。

観光客数（目標値）

現在（H19年）	H21年	H25年
714,000人	728,000人	758,000人

(3) 農業の活性化

本市における農業就業者数は年々減少の一途をたどっている。本事業において、生産者自らが創意工夫をすることにより、独自性を持ったワイン作りをとおして、魅力的な農業経営の新たな一面を見出し、生産意欲の向上、ひいては所得の向上が期待できる。

果実酒製造農家数（目標値）

現在（H19年）	H21年	H25年
0戸	1戸	3戸

8 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 特産品（果樹）の魅力向上

果樹の生産地として県内外にPRする、ひとつの手段として活用する。

(2) 体験イベントとのタイアップ

農業体験のメニューのひとつとして「ワイン作り体験」を加え、他にはない本市ならではの体験メニューとして活用する。

(3) 農家レストランや農家民宿の拡大

ワイン特区により、果樹栽培農家としての更なる魅力を引き出すことで、生産者が新たな収入獲得の手段として農家レストランや農家民宿に興味を持つことにより、受け入れ農家の拡大に繋げる。

(別紙)

1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・民宿・レストラン・飲食店等）を営む農業者で、自ら生産した果実を原料として果実酒（特定酒類）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

小林市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実酒（特定酒類）の提供を通じて地域の活性化を図るため果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストランや農家民宿等を営む農業者が果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として果実酒（特定酒類）を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、本市の果樹生産地としての魅力を伝えるひとつの手段として、特に有効であり、生産者の意欲向上にも繋がる。

また、特定酒類製造の取り組みは、小規模ながらも農家の副収入にもなり、農作業体験をした後、ワインを味わいながら地元食材を食べ、受け入れ農家とお客様がコミュニケーションをとることは、農業の良さを伝える絶好の機会であり、地産地消の促進へも波及するものとする。

このような取り組みは、農業者だけではなくさまざまな業種に効果をもたらし、地域の活性化にも繋がることから、当該特例措置の適用が必要であるとする。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止する為に制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。